



**事業者の皆さんへ
「黒潮町商工事業者等経営支援給付金」のお知らせ**

黒潮町では、新型コロナウイルス感染症の影響が長引くなか、燃料価格や物価の高騰により、さらなる影響を受けている町内の事業者の皆さんに対し、事業継続の支援を行う「黒潮町商工事業者等経営支援給付金」を開始します。

◆対象者

次の(1)から(5)のすべてを満たす個人事業者など

(1)次の①から③までに掲げるいずれかに該当する事業者。

①令和4年4月1日において町の住民基本台帳に記録されている者

②町内で事業所を運営する個人事業者

③町内に事業所または店舗を有する中小企業者もしくは小規模企業者

※①から③共通で、農業、林業および漁業などの一次産業や建設・建築業、医療・福祉サービス、

公的要素が高い事業(銀行や郵便局、農協、漁協ほか)などは

◆給付対象経費

令和4年7月から12月までの間で事業所または店舗において、当該事業に要した水道料金、電気料金、ガス料金、燃料費※

※ボイラーやストーブなどの器具に熱を得るための燃料費に限ります。

(4)給付金の額を算定した月分の水道光熱費の費用が分かる領収書または請求書で請求の内容が分かるものの写し

(5)申請者名義の預貯金通帳の写し

(6)申請者が個人事業者の場合は、各種身分証明証の写し(免許証など)

(7)令和4年度に他市町村からこの給付金と同様の目的および同様の経費により算定された給付を受給している場合は、その給付の決定が分かるものの写し

※2回目以降を申請する場合は、給付申請書(2回目以降)に④を添えて提出してください。

◆受付について

次の場所で直接申請を受け付けています。

○お問い合わせ

佐賀支所 海洋森林課商工係

本庁 産業推進室 産業推進係

☎ 551-3115

☎ 431-2113

対象外

(2)令和4年4月1日以前に起業し、当該事業を継続していること。

また、給付金の受給後も当該事業を継続する意思があること。

(3)事業収入の額が、起業した時に応じて定めた額以上であること。

(4)黒潮町暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(5)町税などを滞納していないこと。

※申請期間内でも、予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。ご了承ください。

2月17日(金)

①事業者当たり100万円

②黒潮町商工事業者等経営支援給付金給付申請書(初回)

③黒潮町商工事業者等経営支援給付金に係る誓約書兼同意書

④裏面の対象者要件(3)を満たしていることが分かる書類

※起業した時期によって提出書類が変わるために、事業の実施要綱をご確認ください。

・上限額

①令和4年7月および同年8月分
：9月1日(木)～9月30日(金)

②令和4年9月および同年10月分
：11月1日(火)～11月30日(水)

③令和4年11月および同年12月分
：令和5年1月4日(水)～同年2月17日(金)

◆申請に必要な書類

◆申請期間

①令和4年7月および同年8月分
：9月1日(木)～9月30日(金)

②令和4年9月および同年10月分
：11月1日(火)～11月30日(水)

③令和4年11月および同年12月分
：令和5年1月4日(水)～同年2月17日(金)

※申請期間内でも、予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。ご了承ください。